

令和5年度

第2回 伊勢崎市国民健康保険運営協議会

会議資料

令和6年2月8日



# 令和5年度第2回伊勢崎市国民健康保険運営協議会資料

## 目次

### 報告事項

- (1) 令和6年度 国民健康保険特別会計予算要求の概要について…………… P 1～5
- (2) 出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の国民健康保険税の  
免除について…………… P 6
- (3) 国民健康保険税の課税限度額及び低所得者に係る国民健康保険税  
の軽減判定所得の見直しについて…………… P 7
- (4) 第3期群馬県国民健康保険運営方針（案）について…………… P 8

### 協議事項

- (1) 伊勢崎市国民健康保険 第3期データヘルス計画（案）について……（別添資料）

### 参考資料

- ・用語解説…………… P 10～14
- ・伊勢崎市国民健康保険運営協議会規則…………… P 15
- ・伊勢崎市国民健康保険運営協議会委員名簿…………… P 16
- ・伊勢崎市国民健康保険運営協議会事務局名簿…………… P 17



(1) 令和6年度国民健康保険特別会計 予算要求の概要

1 予算要求額

令和6年度当初予算の総額（要求額）：189億3,423万4,000円

令和5年度当初予算の総額 196億2,200万6,000円と比べて、6億8,777万2,000円（3.5%）の減

歳入・歳出の主な項目について、要求額の概算及び令和5年度当初予算額との比較は次のとおりです。

【歳入】

- ・国民健康保険税 36億7,800万円（約2億1,820万円（5.6%）の減）  
（現年度課税分=34億8,900万円、滞納繰越分=1億8,900万円）
- ・県支出金 約132億8,159万円（約3億4,465万円（2.5%）の減）  
（普通交付金=約129億200万円、特別交付金=約3億7,959万円ほか）
- ・繰入金 約19億2,446万円（約1億2,385万円（6.0%）の減）  
（一般会計からの繰入れ=約15億815万円、国民健康保険基金からの繰入れ=4億1,631万円）

【歳出】

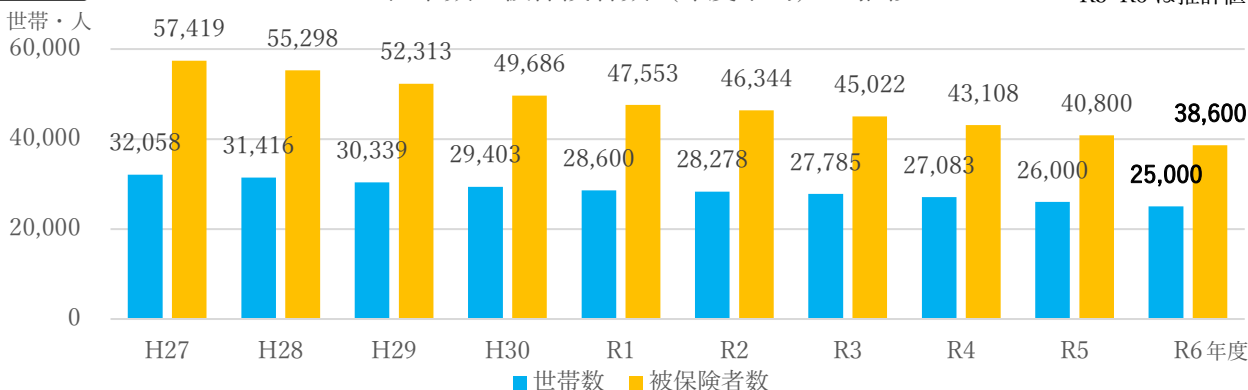
- ・保険給付費 約129億256万円（4億4,857万円（3.4%）の減）  
（療養諸費=約110億3,313万円、高額療養費=17億6,900万円、出産育児諸費=約8,504万円、葬祭費=1,500万円ほか）
- ・国民健康保険事業費納付金 約55億841万円（約2億638万円（3.6%）の減）  
（医療分=約36億3,969万円、後期高齢者支援金分=約13億9,253万円、介護納付金分=約4億7,619万円）
- ・保健事業費 1億5,627万円（2,754万円（15.0%）の減）  
（特定健康診査等事業費=約1億5,099万円、保健事業費=約528万円）

令和5年度当初予算額から減額となった主な要因は、被保険者数が減少したことによるものです。被保険者数の減少により保険給付の見込額が減少し、それに伴って国民健康保険事業費納付金が減少しています。被保険者数は減少が続いており、令和6年度の予算要求においては、世帯数を2万5,000世帯、被保険者数を3万8,600人と見込みました。

グラフ1

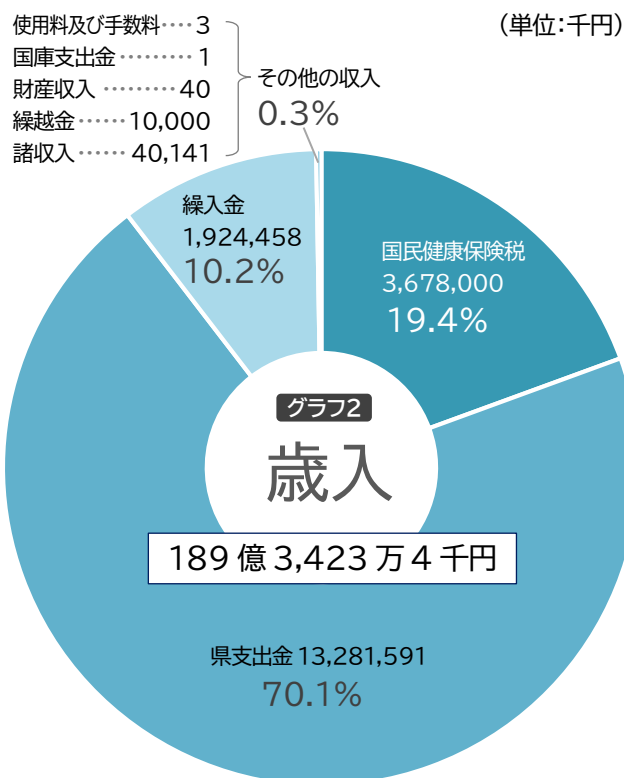
世帯数・被保険者数（年度平均）の推移

R5・R6は推計値



## 2 歳入・歳出の予算要求状況

- **国民健康保険税** 被保険者（世帯主）が納付する保険税
- **県支出金** 県から交付されるお金（保険給付費の支払いのために交付される普通交付金、市町村の財政状況その他の事情に応じて交付される特別交付金など）
- **繰入金** 一般会計からの繰入れ（低所得世帯の保険税減額、未就学児や産前産後期間相当分の保険税減額、国保事務の執行に要する費用、出産育児一時金の支給実績などに対するもの）、及び国民健康保険基金からの繰入れ
- **その他の収入** 手数料、国庫支出金、財産収入、繰越金、国保税の延滞金、保険給付費の返納金など



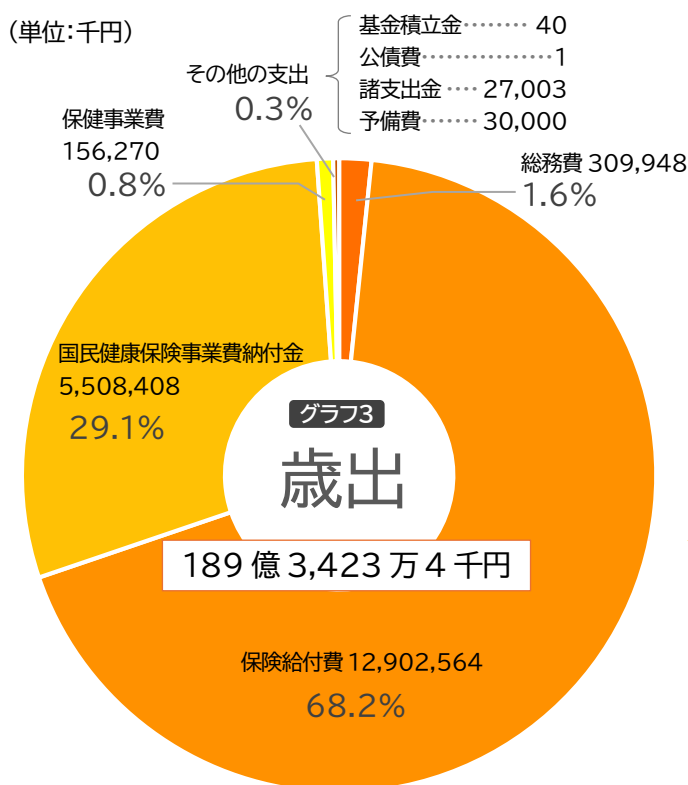
【表1】歳入（令和6年度国保特別会計）

(単位:千円)

項目	令和6年度 予算要求額	構成比	令和5年度 当初予算額	構成比	比較	対前年度比
国民健康保険税	3,678,000	19.4%	3,896,202	19.9%	-218,202	▲5.6%
使用料及び手数料	3	0.0	3	0.0	0	±0.0
国庫支出金	1	0.0	1,051	0.0	-1,050	▲99.9
県支出金	13,281,591	70.1	13,626,238	69.4	-344,647	▲2.5
財産収入	40	0.0	108	0.0	-68	▲63.0
繰入金	1,924,458	10.2	2,048,312	10.4	-123,854	▲6.0
繰越金	10,000	0.1	10,000	0.1	0	±0.0
諸収入	40,141	0.2	40,092	0.2	49	+0.1
合計	18,934,234	100.0	19,622,006	100.0	-687,772	▲3.5

### 【歳入の主な増減理由】

- **国民健康保険税 (-218,202 千円)** 被保険者数の減少見込みのため。税率は据え置き。
- **県支出金 (-344,647 千円)** 被保険者数の減少により保険給付費の減少が見込まれ、普通交付金が減額となったため。なお、令和6年度から出産育児一時金及び葬祭費に係る費用も交付金の算定対象となっています。
- **繰入金 (-123,854 千円)** 被保険者数の減少に伴い、保険税の軽減や出産育児一時金支給額などの見込額が縮小したため。



- **総務費** 人件費、事務処理に係る経費など（財源は一般会計から繰り入れる）
- **保険給付費** 医療機関等を受診したときの医療費のうち、被保険者の自己負担分を除いた費用、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費など
- **国民健康保険事業費納付金** 市町村が県に納付するお金。国保の保険給付費分（県が市町村に交付する保険給付費等交付金の財源となる）、後期高齢者医療制度への支援分、介護保険への納付分からなる
- **保健事業費** 特定健診、特定保健指導や医療費適正化事業、医療費通知などに係る費用
- **その他の支出** 基金積立金、公債費、保険税の還付金、予備費など

【表2】歳出（令和6年度国保特別会計）

(単位：千円)

項目	令和6年度 予算要求額	構成比	令和5年度 当初予算額	構成比	比較	対前年度比
総務費	309,948	1.6%	315,126	1.6%	-5,178	▲1.6%
保険給付費	12,902,564	68.2	13,351,134	68.1	-448,570	▲3.4
国民健康保険事業費納付金	5,508,408	29.1	5,714,784	29.1	-206,376	▲3.6
保健事業費	156,270	0.8	183,810	0.9	-27,540	▲15.0
基金積立金	40	0.0	108	0.0	-68	▲63.0
公債費	1	0.0	1	0.0	0	±0.0
諸支出金	27,003	0.1	27,033	0.1	-30	▲0.1
予備費	30,000	0.2	30,000	0.2	0	±0.0
共同事業拠出金	0	0.0	10	0.0	-10	皆減
合計	18,934,234	100.0	19,622,006	100.0	-687,772	▲3.5

※構成比率は端数調整をしています。

【歳出の主な増減理由】

- **総務費** (-5,178千円) 経費の見直し、国保連合会への共同電算処理委託料の減額のため。
- **保険給付費** (-448,570千円) 被保険者数の減少に伴う保険給付の見込額減少のため。
- **国民健康保険事業費納付金** (-206,376千円) 県の算定による。県算定の納付金総額減少のため。
- **保健事業費** (-27,540千円) 特定健康診査委託料等の減額のため。

### 3 令和6年度予算における国民健康保険事業費納付金の算定結果

令和6年1月、市町村が県に納付する国民健康保険事業費納付金の額が示され、その額を令和6年度当初予算に計上しています。県による納付金の算定方法は、以下のとおりです。

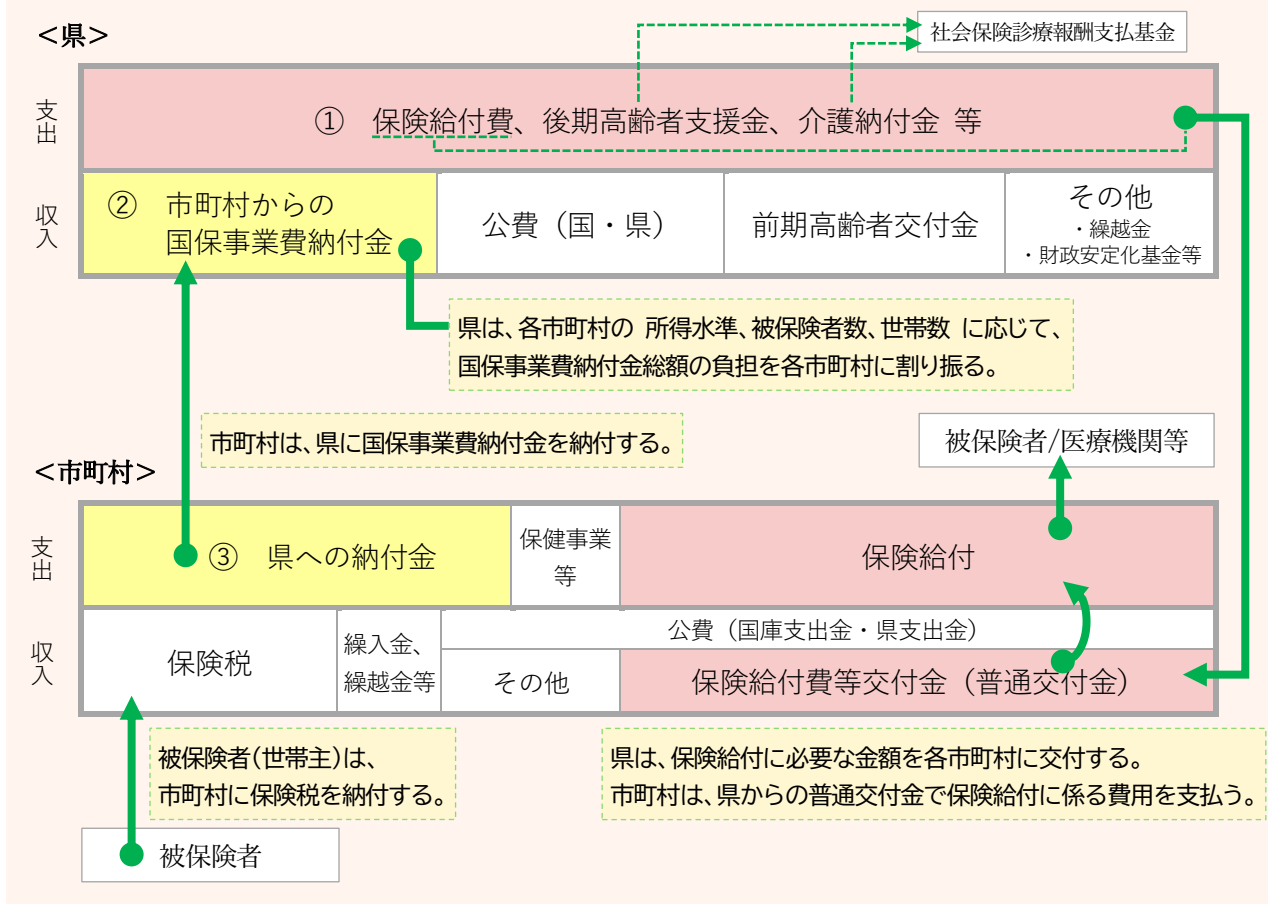
- ①保険給付費の実績や国の係数により、県全体の保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金等を推計します。
- ②公費や前期高齢者交付金、県の繰越金等を活用し、市町村から徴収する納付金の総額を算定します。
- ③納付金総額を、各市町村の所得水準・被保険者数・世帯数の割合に応じて割り振ります。

※①～③について、下記【参考】国民健康保険の財政の仕組み（イメージ図）を参照。

【表3】伊勢崎市の国民健康保険事業費納付金

区分	令和6年度	令和5年度	増減	増減率
医療分	3,639,692,323円	3,749,969,442円	-110,277,119円	▲2.94%
後期高齢者支援金分	1,392,528,841	1,454,418,587	-61,889,746	▲4.26
介護納付金分	476,185,975	510,392,257	-34,206,282	▲6.70
合計	5,508,407,139	5,714,780,286	-206,373,147	▲3.61

#### 【参考】国民健康保険の財政の仕組み（イメージ図）



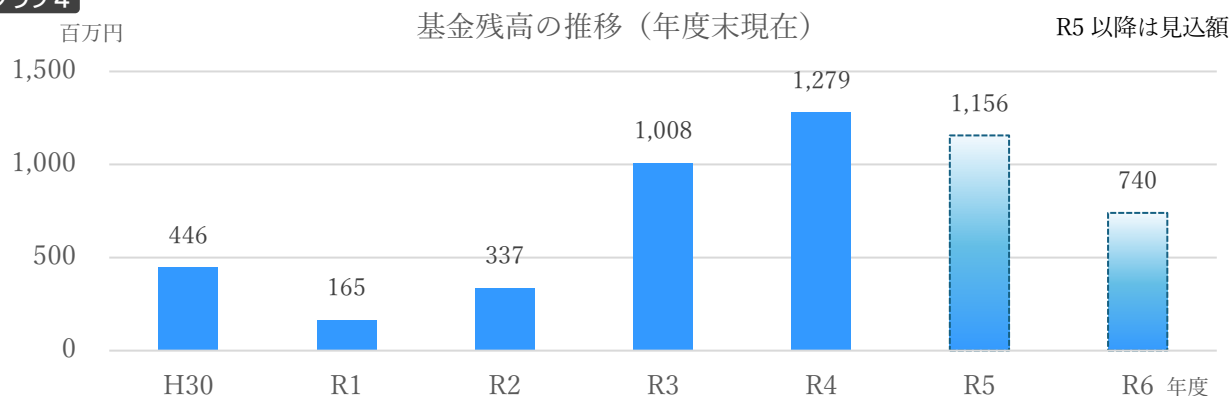


#### 4 国民健康保険基金の状況

本市では国民健康保険基金を設置し、国民健康保険事業費納付金の納付などに必要な財源が不足したときは、基金から繰入れ、財源（歳入）として活用しています。

令和6年度当初予算では、基金からの繰入れとして4億1,631万円を見込んでいます。基金残高の推移は下記グラフ4のとおりで、令和4年度末をピークに減少が見込まれているため、引き続き基金の状況を注視し、国民健康保険の健全な財政運営に努めてまいります。

グラフ4



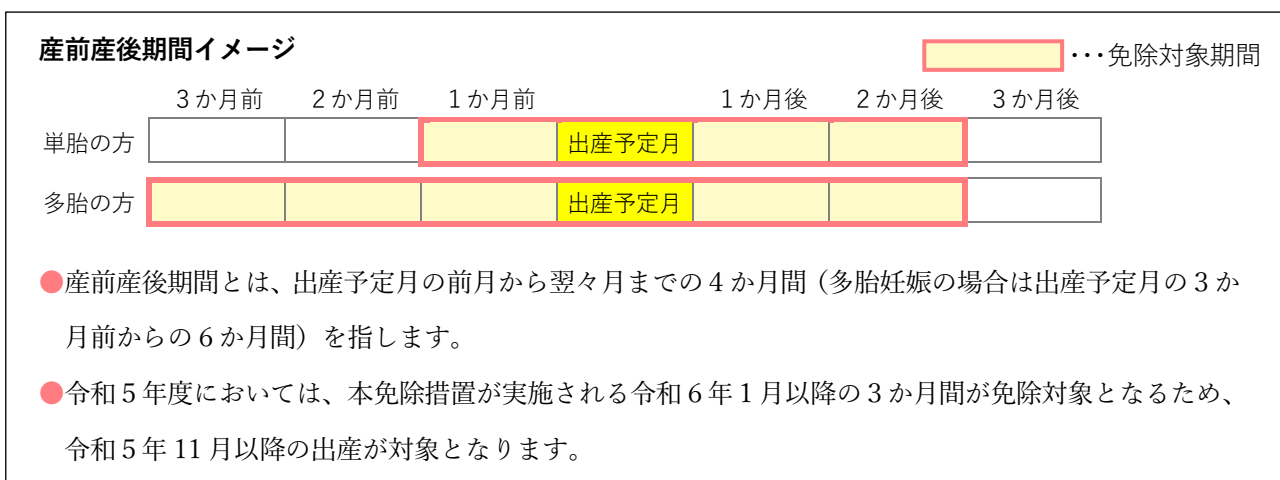
## (2) 出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の国民健康保険税の免除について

### 1 概要

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から地方税法等の一部が改正されたことに伴い、伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正し、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の国民健康保険税の免除措置を令和6年1月から実施したものです。

### 2 対象及び免除期間等

出産予定又は出産した被保険者に係る国民健康保険税のうち、産前産後期間に相当する分の所得割額及び均等割額を免除します。



### 3 費用負担の割合等

本措置に係る免除相当額について、国（1/2）・県（1/4）・市（1/4）で負担します。

令和6年1月から3月までの実施に係る対象者数は約40名、免除相当額は約108万円の見込みです。

以上の内容で、令和5年12月の伊勢崎市議会定例会において伊勢崎市国民健康保険税条例の一部改正の議案を提出し、議決済みです（令和5年12月21日公布・令和6年1月1日施行）。

### (3) 国民健康保険税の課税限度額及び低所得者に係る軽減判定所得の見直しについて

#### 1 概要

令和6年度税制改正により地方税法施行令の一部が改正される予定です。令和6年度分以降の国民健康保険税について、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引き上げ、及び低所得者に係る軽減判定所得の見直しが行われます。これに伴い、伊勢崎市国民健康保険税条例においても同様の改正を行います。

#### 2 改正の内容

①後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を、現行の22万円から24万円に引き上げます。

課税限度額は、被用者保険とのバランスを考慮し、限度額超過世帯割合が1.5%に近づくよう段階的に引き上げることとされています。今回の地方税法施行令の一部改正では、後期高齢者支援金分についてのみ引き上げ、医療分、介護納付金分は据え置くとされており、本市でも同様の見直しを行います。

##### 【現行】

	限度額
医療分	65万円
支援金分	22万円
介護分	17万円

##### 【見直し後】

	限度額
医療分	65万円
支援金分	24万円
介護分	17万円

②低所得者に係る国民健康保険税の軽減措置のうち、5割軽減及び2割軽減の判定における所得の基準額について、被保険者1人につき加算する金額を次のとおりとします。

軽減を受けている世帯の範囲が相対的に縮小しないよう、物価の動向等、経済状況の変化を踏まえ、軽減判定の基準額を見直すこととされており、地方税法施行令と同様の見直しを行います。

##### 【現行】

軽減割合	軽減判定する際の所得の基準額
7割	43万円*
5割	43万円* + 29万円 × (被保険者数)
2割	43万円* + 53.5万円 × (被保険者数)

##### 【見直し後】

軽減判定する際の所得の基準額	
	43万円*
	43万円* + 29.5万円 × (被保険者数)
	43万円* + 54.5万円 × (被保険者数)

※世帯に給与・年金所得者が2人以上いる場合は、43万円に10万円×(給与・年金所得者の数-1)を加算。

以上の条例改正は地方税法施行令の改正に合わせて行いますが、地方税法施行令は3月末に改正される予定であることから、令和6年3月31日付、市長の専決処分により対応する予定です。

## (4) 第3期群馬県国民健康保険運営方針（案）について

### 1 令和6年度以降の新たな運営方針

群馬県国民健康保険運営方針は、県と県内市町村が一体となって国民健康保険制度を運営するための統一的な方針で、国民健康保険法第82条の2に基づき県が策定するものです。国民健康保険の財政を安定させ、県全域で事業を効率よく運営することを目指しています。

現行の第2期運営方針の実施期間が令和5年度末で終了するため、県と市町村が協議し、第3期運営方針（対象期間：令和6年4月1日から令和12年3月31日まで）の原案を策定しました。

### 2 第3期運営方針における主な取組

国は「都道府県内のどこに住んでいても、同じ所得水準、世帯構成であれば同じ保険料（税）であることを『完全統一』」と定義し、「被保険者間の公平性の観点から望ましい」として保険税水準の統一に向けた取組を推進しています。本県では、保険税水準の統一を段階的に進め、最終的には完全統一を目指すこととしており、第3期運営方針（案）には令和15年度を完全統一の目標年度とすることが明記されました。現在は市町村ごとに異なる保険税率が設定されていますが、将来的には全ての市町村で同じ税率となるよう、県と市町村で協議を進めていきます。

このほか、保険給付の適正な実施や医療費の適正化の取組などについて方針を定めています。

### 3 今後の予定

この原案について、令和5年12月8日（金）から令和6年1月9日（火）まで、県の「県民意見提出制度（パブリックコメント）」による意見募集が行われました。寄せられた意見を参考に最終調整を行い、群馬県国民健康保険運営協議会の答申を経て、令和6年3月に第3期運営方針が策定される予定です。令和6年度以降は、策定された第3期運営方針に沿って、本市の国民健康保険事業を運営していきます。

なお、第3期運営方針（案）についての詳細は、群馬県ホームページでご確認ください。

☞ 群馬県ホームページ「第3期群馬県国民健康保険運営方針（案）に関する意見募集について」

<https://www.pref.gunma.jp/page/619445.html>





## 用語解説

<p><b>国民健康保険特別会計</b></p>	<p>国保事業は、保険料（税）と国庫負担金等の特定の収入を財源とし、保険給付を主とする特定の支出に充てられるため、都道府県や市町村の事務事業において独立した事業となる。国保事業を行うための費用の経理を一般会計と区別して行うため、特別会計を設けることが義務付けられている。</p>
<p><b>保険者と被保険者</b></p>	<p>保険者は、保険事業を行う者のことで、国保においては都道府県及び市町村・特別区と、公法人である国保組合のこと。平成 30 年度の法改正により、市町村とともに都道府県が新たに保険者となり国保の運営主体となっている。国保組合は、医師、歯科医師、土木建築業など、同種の事業・業務に従事する者を組合員として、都道府県知事の認可を受けて組織される。</p> <p>被保険者は、保険の利益を受ける者のことで、健康保険・各種共済組合等の被用者保険の加入者及び後期高齢者医療制度の対象者以外の方は、国保の被保険者となる。</p>
<p><b>保険給付費等交付金</b> (県特別会計→市町村特別会計)</p>	<p>都道府県は、保険給付等の円滑な実施を図るとともに、市町村の特別な事情に応じた財政調整を行うため、条例に基づき、市町村に対し保険給付費等交付金を交付するものとされている。保険給付費等交付金は、普通交付金と特別交付金に分類される。</p>
<p>保険給付費等交付金のうち <b>普通交付金</b></p>	<p>市町村が行った保険給付の実績に応じ、市町村の交付申請に基づき、申請額と同額が交付される。市町村は、受け取った交付金を保険給付費に充てることとなる。</p>
<p>保険給付費等交付金のうち <b>特別交付金</b></p>	<p>市町村の財政状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため、個別の事情に着目し、次のア～エの合算額が市町村に交付される。</p> <p>ア 保険者努力支援分 国から都道府県に交付される保険者努力支援交付金のうち、医療費適正化などの取組に応じて市町村に交付される。</p> <p>イ 特別調整交付金分 国から都道府県に交付される調整交付金のうち、災害などの特別の事情に応じて市町村に交付される。</p>

	<p>ウ 都道府県繰入金 都道府県が一般会計から国保特別会計に繰り入れる都道府県繰入金のうち、個別に市町村に交付されるもの。保健事業に要する経費や収納率向上などの取組に応じて市町村に交付される。</p> <p>エ 特定健康診査等負担金 国から都道府県に交付される特定健康診査等負担金と、都道府県が一般会計から繰り入れる特定健康診査等繰入金を財源として、市町村の特定健康診査等に要する経費の 2/3 が市町村に交付される。</p>
<p><b>一般会計繰入金</b> (市一般会計→市特別会計)</p>	<p>市町村の国保事業運営のため、地方交付税による財源措置が講じられ、市町村の一般会計から国保特別会計への繰入れが制度化されている。</p> <p>ア 保険基盤安定繰入金 保険料（税）の軽減相当額（＝保険税軽減分）や軽減対象となった被保険者数等を基準として算定した額（＝保険者支援分）を、一般会計から国保特別会計に繰り入れる。</p> <p>イ 未就学児均等割保険税繰入金 未就学児に係る保険料（税）軽減相当額を基準として算定した額を、一般会計から国保特別会計に繰り入れる。</p> <p>ウ 産前産後保険料（税）免除に係る繰入金 ※令和6年1月から 出産予定の被保険者又は出産した被保険者に係る所得割額及び均等割額の減額相当額を基準として算定した額を、一般会計から国保特別会計に繰り入れる。</p> <p>エ 職員給付費等繰入金 国保の事務の執行に要する費用を、一般会計から国保特別会計に繰り入れる。</p> <p>オ 出産育児一時金等繰入金 出産育児一時金の支給基準額の 2/3 相当額に出産件数を乗じた額を、一般会計から国保特別会計に繰り入れる。</p> <p>カ 財政安定化支援事業繰入金 保険者の責めに帰すことができない特別の事情（被保険者の応能割保険料（税）負担能力が特に不足していること、被保険者の年齢構成が高齢者に偏っていること）によって、国保財政の運営が困難な場合に、その要因を勘案して算定した額を、一般会計から国保特別会計に繰り入れる。</p>

	<p>キ その他繰入金</p> <p>福祉医療制度の円滑な実施を図るため、福祉医療制度の実施に伴い削減された国庫負担金等（福祉ペナルティ）相当額の一部について、一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れる。</p>
<b>福祉ペナルティ</b>	<p>市町村が独自に子どもの医療費助成など福祉医療費支給制度を現物給付方式で実施している場合に、医療機関での窓口負担をなくすことで医療費が多くかかるとして、その増分は実施自治体が負担すべきものとされ、国民健康保険の国庫負担金等が減額される仕組み（未就学児までの医療費助成を除く）。</p>
<b>療養給付費</b>	<p>被保険者が、保険医療機関等で診察・薬剤等の支給・処置・各種看護を受けたときにかかった医療費全体のうち、保険者が保険医療機関等に支払う費用。</p>
<b>療養費</b>	<p>被保険者が、療養給付費範囲外の診察（保険医療機関以外で受診・鍼・灸・マッサージ等）を受けた場合や補装具（コルセット等）の装着を行った場合にかかった医療費全体のうち、保険者が被保険者（世帯主）に支払う費用。</p>
<b>療養諸費</b>	<p>療養給付費と療養費を合わせた給付費用。</p>
<b>高額療養費</b>	<p>被保険者が同一月に、同一保険医療機関で支払った一部負担金の合算額が自己負担限度額を超えた場合、この超えた額を世帯主からの申請に基づき、保険者が被保険者（世帯主）に支払う費用。</p>
<b>移送費</b>	<p>被保険者が診療を受けるため、違う病院や診療所に移送された際にかかった移動費。保険者が、その移送が必要なものと認めたときのみ、被保険者（世帯主）に支払う。</p>
<b>出産育児一時金</b>	<p>条例の定めるところにより、被保険者が出産した場合、世帯主に支給される費用。健康保険の解釈上、出産に関わる給付は、相対的なものと考えられ、療養給付費範囲内の診療と判断されないため、出産費用は一時的に自費負担扱いとなり、被保険者が出産した後、その費用を</p>



	保険者が支払う。
<b>葬祭費</b>	条例の定めるところにより、被保険者が死亡した場合に葬祭を行った者に支給される費用。
<b>傷病手当金</b>	<p>条例の定めるところにより、被保険者が病気やけがで働けなくなり、給料が支払われない時や減額された場合に支給されるもので、国民健康保険法第58条第2項に基づく任意給付となっている。</p> <p>国保の被保険者は主として自営業者とその家族であることから被用者（雇用されて働く人）とは異なり、疾病に伴う収入の減少が多様に分かれ、労務不能の概念が不明確なことから、これまで市町村国保での制定はなかったが、令和2年3月10日の厚生労働省保険局国民健康保険課通知「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について」により、市町村に条例整備について要請があり、定めたもの。</p>
<b>国民健康保険事業費納付金</b> (市町村特別会計→県特別会計)	<p>都道府県は、当該都道府県の国保特別会計で負担する保険給付費等交付金の交付、後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用等に充てるため、条例に基づき市町村から国保事業費納付金を徴収する。</p> <p>市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した国保事業費納付金を都道府県に納付する。納付金の額は各市町村における所得水準等を考慮して、毎年度、都道府県が決定する。</p>
<b>後期高齢者支援金等</b> (県特別会計→社会保険診療報酬支払基金)	後期高齢者医療制度に係る財政負担として、75歳以上の者（後期高齢者）の医療給付費の約4割を現役世代の医療保険から支援金という形で拠出する。各保険者が加入者数に応じた金額を負担している。
<b>介護納付金</b> (県特別会計→社会保険診療報酬支払基金)	40歳以上65歳未満の国保被保険者の介護保険料は、市町村が被保険者から医療保険料（税）と一体的に徴収し、国保事業費納付金に含む形で県に納付する。県は介護納付金として社会保険診療報酬支払基金に納付している。
<b>前期高齢者交付金</b> (社会保険診療報酬支払基金→県特別会計)	65歳から74歳までの者（前期高齢者）の医療給付費について、国保及び被用者保険における前期高齢者の加入割合に応じて負担すること

	<p>で、保険者間の財政調整が行われている。前期高齢者の加入率が全国水準を上回る保険者には「前期高齢者交付金」が交付され、下回る保険者は「前期高齢者納付金」を納付する。</p>
<p><b>【国保税】</b> <b>応能割・応益割</b></p>	<p>保険税の課税総額は、応能原則（負担能力に応じた負担）と応益原則（受益に応じた負担）から構成される。保険税の算定において、所得割・資産割を応能割、均等割・平等割を応益割という。</p> <p>所得割…被保険者の所得に応じて算定する 均等割…被保険者1人当たりで定額で算定する 平等割…1世帯当たりで定額で算定する</p> <p>応能割と応益割の配分については、群馬県の方針の下、応益割合45～55%を目指すこととされている。</p>
<p><b>【国保税】</b> <b>課税限度額</b></p>	<p>国民健康保険税は、所得が多ければその負担能力に応じて税額も高くなる仕組みとなっている。ただし、際限なく課税されるものではなく、被保険者の納付意欲に与える影響や制度・事業の円滑な運営を確保する観点から、課税の上限額が決められている。</p>
<p><b>【国保税】</b> <b>軽減判定</b></p>	<p>低所得世帯に対する保険税負担を軽減するため、[世帯主と国民健康保険被保険者等の総所得]が[所定の基準額]以下の場合に、均等割額及び平等割額の7割又は5割又は2割を軽減している。軽減判定の基準となる金額については、例年、消費者物価など経済動向を踏まえて見直すこととなっている。</p>
<p><b>国民健康保険団体連合会</b></p>	<p>国保の保険者が共同して国保事業の円滑な推進に寄与するために国民健康保険法に基づき設立する公法人。各都道府県単位に設立されている。国保連合会が行う主な事業は、保険者の事務の共同処理、診療報酬の審査及び支払、特定健康診査・特定保健指導に関する事業など。</p>

# ○伊勢崎市国民健康保険運営協議会規則

平成17年1月1日規則第70号

改正

平成22年11月12日規則第60号

平成26年3月31日規則第51号

## 伊勢崎市国民健康保険運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢崎市国民健康保険条例（平成17年伊勢崎市条例第113号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、条例第2条に規定する国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、法令及び条例の定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 協議会は、国民健康保険事業の運営に関する重要事項につき、市長の諮問等に応じて審議するほか、必要あるときは市長に対し建議することができるものとする。

(委員の委嘱)

第3条 委員は、市長が委嘱する。

(会議の招集)

第4条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、市長の諮問があったとき又は委員の3分の1以上の者から審議すべき事項を示して招集を請求したときは、速やかに協議会を招集しなければならない。

(定数)

第5条 協議会は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議長)

第6条 会長は、会議の議長となり、議事を整理し協議会の事務を総理する。

(議事の表決)

第7条 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(報告)

第8条 協議会は、会議事項に関し必要な事項を、その都度市長に報告するものとする。

(書記)

第9条 協議会に書記を置き、市の職員のうちから市長が任命する。

2 書記は、会長の指揮を受け、庶務に従事する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、その都度会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

(任期の特例)

2 平成23年1月24日以後最初に委嘱される委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

附 則（平成22年11月12日規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第51号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

伊勢崎市国民健康保険運営協議会委員名簿（敬称略）

任期：令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

区 分	氏 名	所 属 団 体 等
被保険者代表 (6人)	内田 寿美枝	伊勢崎市区長会
	田中 隆次	伊勢崎市民生委員児童委員連絡協議会
	大前 千鶴子	伊勢崎商工会議所
	酒本 恵子	群馬伊勢崎商工会
	平田 弓江	J A 佐波伊勢崎
	高橋 清氏	伊勢崎市農業委員会
医師・歯科医師・薬剤師代表 (6人)	山田 俊彦	伊勢崎佐波医師会
	塩島 正之	伊勢崎佐波医師会
	堤 京子	伊勢崎佐波医師会
	岡部 敏行	伊勢崎歯科医師会
	鈴木 君弘	伊勢崎歯科医師会
	松本 修	伊勢崎市薬剤師会
公益代表 (6人)	久保田 勝夫	伊勢崎市社会福祉協議会
	相川 之英	伊勢崎市民生委員児童委員連絡協議会
	井辻 悦子	伊勢崎市食生活改善推進協議会
	塩生 恵美子	伊勢崎市健康推進員協議会
	山下 喜代美	東京福祉大学
	小暮 清人	弁護士
被用者保険等保険者代表 (2人)	山崎 博幸	群馬県市町村職員共済組合
	馬見塚 晃	サンデン健康保険組合

令和5年5月10日現在

伊勢崎市国民健康保険運営協議会事務局名簿

職名	氏名	担当事務
健康推進部長	原田 憲二	国民健康保険・国民年金・市民の健康・スポーツに関すること。
健康推進部副部長	石橋 勇一郎	国民健康保険・国民年金・市民の健康・スポーツに関すること。
国民健康保険課長	齋藤 弘光	国民健康保険全般に関すること。
課長補佐 兼 国保係長	澁澤 裕一	運営協議会・国民健康保険の資格管理・予算その他財務に関すること。
国保係長	星野 智美	運営協議会・国民健康保険の資格管理・予算その他財務に関すること。
賦課係長	木内 健太郎	国民健康保険税の賦課に関すること。
賦課係長	栗原 典正	国民健康保険税の賦課に関すること。
課長補佐 兼 給付係長	関根 有希子	医療給付・保健事業に関すること。
給付係長	金井 宏次	医療給付・保健事業に関すること。
健康指導係長 (健康づくり課兼務)	大川 玲子	特定健診・特定保健指導に関すること。
健康指導係長 (健康づくり課兼務)	中島 宏典	特定健診・特定保健指導に関すること。
納付推進係長	谷口 英之	国民健康保険税の納付推進に関すること。

連絡先：伊勢崎市健康推進部国民健康保険課 電話 0270-27-2735

令和5年4月1日現在